

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:水資源機構)

| 契約名称及び内容               | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地     | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由   | 予定価格 | 契約金額        | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------|--------------------------------|-----------|----------------------------------|---|------|-------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 平成20年度霞ヶ浦開発に関する施設の管理業務 | 契約職 副理事長 太田信介<br>(埼玉県さいたま市中央区) | 平成20年4月1日 | 国土交通省関東地方整備局<br>(埼玉県さいたま市中央区新都心) | 本業務は、機構法第16条に基づき関係都県知事及び関係利水者との協議を経、主務大臣の認可を得て作成した「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」第33条に、機構は常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務を国土交通省関東地方整備局長に委託することが規定されており、同規定に基づき、当該業務を国土交通省関東地方整備局長に委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第1号)   | -    | 473,037,000 | -   | -        | 本業務は、機構法第16条に基づき関係都県知事及び関係利水者との協議を経、主務大臣の認可を得て作成した「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規程」第33条に、機構は常陸川水閘門小閘門等、湖岸堤等、利根川連絡水路、新横利根閘門機場及び水管理施設の操作等に関する業務を国土交通省関東地方整備局長に委託することが規定されており、同規定に基づき、当該業務を国土交通省関東地方整備局長に委託するものである。   | 1                    |    |
| 平成20年度利根川ダム統合管理業務      | 契約職 副理事長 太田信介<br>(埼玉県さいたま市中央区) | 平成20年4月1日 | 国土交通省関東地方整備局<br>(埼玉県さいたま市中央区新都心) | 本業務は、国土交通大臣と水資源機構理事長が締結した「利根川上流ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、利根川の洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに広域的な管理を必要とする水道用水、工業用水及び農業用水の供給を最も効果的に行うために、利根川上流ダム群の統合的な管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。<br>統合管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務は、上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、本業務を委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第1号) | -    | 331,720,000 | -   | -        | 本業務は、国土交通大臣と水資源機構理事長が締結した「利根川上流ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、利根川の洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに広域的な管理を必要とする水道用水、工業用水及び農業用水の供給を最も効果的に行うために、利根川上流ダム群の統合的な管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。<br>統合管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務は、上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、本業務を委託しているものである。 | 1                    |    |

| 契約名称及び内容              | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地        | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由   | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-----------------------|-----------------------------------|-----------|----------------------------------|---|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 平成20年度荒川ダム統合管理業務      | 契約職 副理事長 太田信介<br>(埼玉県さいたま市中央区)    | 平成20年4月1日 | 国土交通省関東地方整備局<br>(埼玉県さいたま市中央区新都心) | 本業務は、国土交通大臣と水資源機構理事長が締結した「荒川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、荒川の洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに広域的な管理を必要とする水道用水の供給を最も効果的に行うため、荒川水系ダム群の統合的な管理に必要な荒川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。<br>統合管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務は、上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、本業務を委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第1号) | -    | 51,944,000 | -   | -        | 本業務は、国土交通大臣と水資源機構理事長が締結した「荒川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、荒川の洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに広域的な管理を必要とする水道用水の供給を最も効果的に行うため、荒川水系ダム群の統合的な管理に必要な荒川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を国土交通省関東地方整備局長に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。<br>統合管理に必要な各ダムの操作に関する指示及び当該指示に関する業務は、上下流を一元管理する河川管理者である国土交通大臣が行うことが合理的であることから、本業務を委託しているものである。 | 1                    |    |
| 平成20年度利根川ダム放流警報施設の維持等 | 契約職 副理事長 太田信介<br>(埼玉県さいたま市中央区)    | 平成20年4月1日 | 国土交通省関東地方整備局<br>(埼玉県さいたま市中央区新都心) | 本業務は、水資源機構と国土交通省の「共有施設」である利根川に設置した矢木沢、奈良保、藤原、相俣、園原ダムからの放流に伴う放流警報及びダム放流情報伝達装置の維持等を行うものであり、国土交通省関東地方整備局長と水資源機構理事長が締結した「利根川ダム放流警報施設の維持等に関する協定書」に基づき、水資源機構は維持等の委託事務の施行を国土交通省関東地方整備局長に委託するものである。<br>「共有施設」の維持等については、一元的に行うことが効率的・合理的であり、施設が存在する下流河川区間を管理する国土交通省関東地方整備局長に委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第1号)  | -    | 80,744,000 | -   | -        | 本業務は、水資源機構と国土交通省の「共有施設」である利根川に設置した矢木沢、奈良保、藤原、相俣、園原ダムからの放流に伴う放流警報及びダム放流情報伝達装置の維持等を行うものであり、国土交通省関東地方整備局長と水資源機構理事長が締結した「利根川ダム放流警報施設の維持等に関する協定書」に基づき、水資源機構は維持等の委託事務の施行を国土交通省関東地方整備局長に委託するものである。<br>「共有施設」の維持等については、一元的に行うことが効率的・合理的であり、施設が存在する下流河川区間を管理する国土交通省関東地方整備局長に委託しているものである。  | 1                    |    |
| 平成20年度木曽川水系ダム群の統合管理業務 | 契約職 中部支社長 森田 保則<br>(愛知県名古屋市中区三の丸) | 平成20年4月1日 | 国土交通省中部地方整備局<br>(愛知県名古屋市中区三の丸)   | 本業務は、木曽川水系ダム群の統合管理を行うために必要な木曽川水系ダム群の操作に係る指示及び当該指示に係る業務を行うものであり、「木曽川水系ダム群の統合管理に関する細目協定書」に基づき、国土交通省中部地方整備局と委託契約を行うものである。<br>なお、国土交通省中部地方整備局は、木曽川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第1号)  | -    | 96,153,000 | -   | -        | 本業務は、木曽川水系ダム群の統合管理を行うために必要な木曽川水系ダム群の操作に係る指示及び当該指示に係る業務を行うものであり、「木曽川水系ダム群の統合管理に関する細目協定書」に基づき、国土交通省中部地方整備局と委託契約を行うものである。<br>なお、国土交通省中部地方整備局は、木曽川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織である。  | 1                    |    |

| 契約名称及び内容             | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地        | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所              | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由  | 予定価格 | 契約金額        | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------|-----------------------------------|-----------|--------------------------------|--|------|-------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 平成20年度深山雨量レーダ管理業務    | 契約職 関西支社長<br>原稔明<br>(大阪府大阪市中央区上町) | 平成20年4月1日 | 国土交通省近畿地方整備局<br>(大阪府大阪市中央区大手前) | 昭和57年7月2日付けで締結された深山雨量レーダの管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 13,390,230  | -   | -        | 昭和57年7月2日付けで締結された深山雨量レーダの管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため。   | 1                    |    |
| 平成20年度城ヶ森山レーダ雨量計管理業務 | 契約職 関西支社長<br>原稔明<br>(大阪府大阪市中央区上町) | 平成20年4月1日 | 国土交通省近畿地方整備局<br>(大阪府大阪市中央区大手前) | 平成4年11月17日付けで締結された城ヶ森山レーダ雨量計の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 81,537,750  | -   | -        | 平成4年11月17日付けで締結された城ヶ森山レーダ雨量計の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため。   | 1                    |    |
| 平成20年度淀川大堰等施設維持管理業務  | 契約職 関西支社長<br>原稔明<br>(大阪府大阪市中央区上町) | 平成20年4月1日 | 国土交通省近畿地方整備局<br>(大阪府大阪市中央区大手前) | 平成16年4月1日付けで締結された淀川大堰等の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 92,686,650  | -   | -        | 平成16年4月1日付けで締結された淀川大堰等の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため。   | 1                    |    |
| 平成20年度淀川ダム統合管理業務     | 契約職 関西支社長<br>原稔明<br>(大阪府大阪市中央区上町) | 平成20年4月1日 | 国土交通省近畿地方整備局<br>(大阪府大阪市中央区大手前) | 平成11年3月31日付けで締結された淀川ダム群の統合管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)   | -    | 302,727,290 | -   | -        | 平成11年3月31日付けで締結された淀川ダム群の統合管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため。  | 1                    |    |
| 平成20年度吉野川ダム統合管理業務    | 契約職 吉野川局長<br>柏木 順<br>(香川県高松市)     | 平成20年4月1日 | 国土交通省四国地方整備局<br>(香川県高松市サンポート)  | 本契約は、「吉野川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、吉野川の洪水調節、流水の維持、広域的管理を必要とする都市用水の供給等を最も効果的に行うため、吉野川水系ダム群の統合的な管理に必要な吉野川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を国土交通省四国地方整備局に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。<br>四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織であることから、本業務を委託しているものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 424,751,000 | -   | -        | 本契約は、「吉野川水系ダム群の統合管理に関する協定書」に基づき、吉野川の洪水調節、流水の維持、広域的管理を必要とする都市用水の供給等を最も効果的に行うため、吉野川水系ダム群の統合的な管理に必要な吉野川水系ダム群の操作に関する指示及び当該指示に係る業務を国土交通省四国地方整備局に委託して実施するものであり、統合管理業務の実施に要する費用のうち、負担割合に基づき費用負担するものである。<br>四国地方整備局は、吉野川水系における河川管理者であり、河川状況を総合的に判断し、ダム群の操作に係る指示を行うことのできる唯一の組織であることから、本業務を委託しているものである。 | 1                    |    |

| 契約名称及び内容          | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地           | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所              | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由   | 予定価格       | 契約金額        | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------|--------------------------------------|-----------|--------------------------------|---|------------|-------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 平成20年度筑後川ダム統合管理業務 | 契約職 筑後川局長 水見 洋<br>(福岡県久留米市東町)        | 平成20年4月1日 | 国土交通省九州地方整備局<br>(福岡市博多区博多駅東)   | 筑後川水系ダム群の統合管理は、昭和53年12月12日「筑後川水系のダム及び堰の統合管理のための施設の新設に関する基本協定書」が、締結され、昭和60年4月1日より、国土交通省九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所において実施している。筑後川ダム統合管理事務所では、統合管理を円滑に実施してゆくための大型電子計算機を中心とする統合管理システムを整備しており、流域内の水文情報、ダム諸量等の迅速な収集、保管、流出予測計算等、ダム管理・河川管理に必要な各種の情報処理を実施している。当機構においても、今後一層適切な管理を行っていくために、水系を一貫とした洪水調節、各種用水補給、発電及び流水の正常な機能の維持を行っていくことは不可欠であり、当該委託先に引き続き共有施設の管理を委託することが、最も合理的且つ有効と判断するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -          | 209,635,600 | -      | -        | 筑後川水系ダム群の統合管理は、昭和53年12月12日「筑後川水系のダム及び堰の統合管理のための施設の新設に関する基本協定書」が、締結され、昭和60年4月1日より、国土交通省九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所において実施している。筑後川ダム統合管理事務所では、統合管理を円滑に実施してゆくための大型電子計算機を中心とする統合管理システムを整備しており、流域内の水文情報、ダム諸量等の迅速な収集、保管、流出予測計算等、ダム管理・河川管理に必要な各種の情報処理を実施している。当機構においても、今後一層適切な管理を行っていくために、水系を一貫とした洪水調節、各種用水補給、発電及び流水の正常な機能の維持を行っていくことは不可欠であり、当該委託先に引き続き共有施設の管理を委託することが、最も合理的且つ有効と判断するものである。 | 1                    |    |
| 琵琶湖赤潮・生物調査        | 分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 片山光也<br>(滋賀県大津市堅田) | 平成20年4月1日 | 国土交通省近畿地方整備局<br>(大阪府大阪市中央区大手前) | 本調査は、琵琶湖の水質機構を解明する基礎資料とするため、赤潮等発生時期において原因生物であるウログレナ等の現地調査、夏期生物調査等を実施するものであり、昭和48年から、水資源機構と国土交通省で共同で実施している。水資源機構では、湖岸堤など構造物沿岸の水質状況の把握および水道取水の近辺の水質状況の把握など、琵琶湖開発事業の事後評価を行うため、琵琶湖の水質モニタリングを実施している。本調査は、琵琶湖全域の水質の状況をふまえた上で実施する必要がある。以上のことから、水資源機構分担分については国土交通省に委託することにより、琵琶湖全域の調査の精度を確保することができる。これらのことから、国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)  | 23,450,700 | 23,450,700  | 100.0% | -        | 本調査は、琵琶湖の水質機構を解明する基礎資料とするため、赤潮等発生時期において原因生物であるウログレナ等の現地調査、夏期生物調査等を実施するものであり、昭和48年から、水資源機構と国土交通省で共同で実施している。水資源機構では、湖岸堤など構造物沿岸の水質状況の把握および水道取水の近辺の水質状況の把握など、琵琶湖開発事業の事後評価を行うため、琵琶湖の水質モニタリングを実施している。本調査は、琵琶湖全域の水質の状況をふまえた上で実施する必要がある。以上のことから、水資源機構分担分については国土交通省に委託することにより、琵琶湖全域の調査の精度を確保することができる。これらのことから、国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。   | 1                    |    |

| 契約名称及び内容               | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地        | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所           | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由   | 予定価格       | 契約金額        | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------|-----------------------------------|------------|-----------------------------|---|------------|-------------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 琵琶湖水質調査                | 分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 片山光也 (滋賀県大津市堅田) | 平成20年4月1日  | 国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区大手前) | 本調査は、琵琶湖の水質機構を解明する基礎資料とするため、琵琶湖内36地点(内水資源機構分13地点)において、月1回の定期水質調査、表層の週1回の採水分析、資料整理等を実施するものであり、昭和48年から、環境基準点を除く調査地点については、水資源機構と国土交通省が分担している。水資源機構では、湖岸堤など構造物沿岸の水質状況の把握および水道取水の近辺の水質状況の把握など、琵琶湖開発事業の事後評価を行うため、琵琶湖の水質モニタリングを実施している。本調査は、琵琶湖全域の水質の状況をふまえた上で実施する必要がある。以上のことから、水資源機構で実施する水質調査を国土交通省に委託することにより、琵琶湖全域の調査の精度を確保することができ、その調査結果をもつて的確に評価することができる。これらのことから、国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号) | 42,932,400 | 42,932,400  | 100.0% | -        | 本調査は、琵琶湖の水質機構を解明する基礎資料とするため、琵琶湖内36地点(内水資源機構分13地点)において、月1回の定期水質調査、表層の週1回の採水分析、資料整理等を実施するものであり、昭和48年から、環境基準点を除く調査地点については、水資源機構と国土交通省が分担している。水資源機構では、湖岸堤など構造物沿岸の水質状況の把握および水道取水の近辺の水質状況の把握など、琵琶湖開発事業の事後評価を行うため、琵琶湖の水質モニタリングを実施している。本調査は、琵琶湖全域の水質の状況をふまえた上で実施する必要がある。以上のことから、水資源機構で実施する水質調査を国土交通省に委託することにより、琵琶湖全域の調査の精度を確保することができ、その調査結果をもつて的確に評価することができる。これらのことから、国土交通省は本調査を確実に履行できる唯一の組織である。 | 1                    |    |
| 瀬田川洗堰の改築により生じた施設の管理業務  | 分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 片山光也 (滋賀県大津市堅田) | 平成20年4月1日  | 国土交通省近畿地方整備局 (大阪府大阪市中央区大手前) | 本業務は、瀬田川洗堰が琵琶湖水位が-1.0m以下になると、水理的に最も望ましい越流方式で放流することが出来なくなるため、琵琶湖開発後水位が低下したときにおいても所定の放流量が正確にコントロール出来るよう設置したバイパス水路を操作するものである。当該受託者は、瀬田川洗堰本堰を管理しており、瀬田川洗堰バイパス水路の操作はそれと一体的に管理運用する必要がある。以上から、当該受託者は本業務の目的を確実に履行できる唯一の組織である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -          | 370,856,850 | -      | -        | 本業務は、瀬田川洗堰が琵琶湖水位が-1.0m以下になると、水理的に最も望ましい越流方式で放流することが出来なくなるため、琵琶湖開発後水位が低下したときにおいても所定の放流量が正確にコントロール出来るよう設置したバイパス水路を操作するものである。当該受託者は、瀬田川洗堰本堰を管理しており、瀬田川洗堰バイパス水路の操作はそれと一体的に管理運用する必要がある。以上から、当該受託者は本業務の目的を確実に履行できる唯一の組織である。   | 1                    |    |
| 会計監査人による平成20事業年度会計監査契約 | 契約職 副理事長 太田信介 (埼玉県さいたま市中央区)       | 平成20年9月26日 | あずさ監査法人 (東京都新宿区)            | 独立行政法人通則法第39条により、会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣より選任された会計監査人と監査契約を締結するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)   | -          | 18,375,000  | -      | -        | 独立行政法人通則法第39条により、会計監査人の監査を受けるため、国土交通大臣より選任された会計監査人と監査契約を締結するものである。  | 1                    |    |

| 契約名称及び内容  | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地               | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所      | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由  | 予定価格        | 契約金額        | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|--|-----------|------------------------|--|-------------|-------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 平成20年度豊川用水二期事業支線水路工事等業務                         | 契約職 中部支社長 森田 保則<br>(愛知県名古屋市中区三の丸)        | 平成20年4月1日 | 愛知県<br>(愛知県名古屋市中区三の丸)  | 支線水路工事の施行にあたり、県営農業農村整備事業等関連事業が計画・実施されている地域においては、計画調整や工事の錯綜などが懸念されるが、関連事業の事業主体が一体的に施工を行えば、円滑な地元調整、工事期間の短縮等による事業効果の早期発現や仮設計画の調整によるコスト縮減など、より合理的な事業実施が可能となり、昨今の公共事業を取り巻く情勢も含め総合的に勘案すれば、関連事業主体である愛知県に委託施行することが適切である。<br>(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第1号) | 600,000,000 | 600,000,000 | 100.0% | -        | 支線水路工事の施行にあたり、県営農業農村整備事業等関連事業が計画・実施されている地域においては、計画調整や工事の錯綜などが懸念されるが、関連事業の事業主体が一体的に施工を行えば、円滑な地元調整、工事期間の短縮等による事業効果の早期発現や仮設計画の調整によるコスト縮減など、より合理的な事業実施が可能となり、昨今の公共事業を取り巻く情勢も含め総合的に勘案すれば、関連事業主体である愛知県に委託施行することが適切である。 | 4                    |    |
| 平成20年度桑原川水位維持施設操作等業務                            | 分任契約職 長良川河口堰管理所長 高橋武彦(三重県桑名市長島町十日外面136)  | 平成20年4月1日 | 岐阜県羽島市<br>(岐阜県羽島市竹鼻町)  | 本業務は、「長良川河口堰に関する施設管理規程」第22条第1項に「桑原川水位維持施設の操作等の業務の委託に関する協定書」を締結していることにより岐阜県羽島市に委託しているものである。<br>(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)   | 9,786,000   | 9,786,000   | 100.0% | -        | 本業務は、「長良川河口堰に関する施設管理規程」第22条第1項に「桑原川水位維持施設の操作等の業務の委託に関する協定書」を締結していることにより岐阜県羽島市に委託しているものである。   | 4                    |    |
| 平成20年度成田用水施設機械警備・巡視に関する業務                       | 分任契約職 千葉用水総合事業所長 福島 玲<br>(千葉県八千代市村上3139) | 平成20年4月2日 | 千葉県<br>(千葉県千葉市中央区市場町)  | 千葉県が発注している成田空港関連施設特別警備のうち、成田用水施設の機構管理部分における費用負担を行っている(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第6号)   | -           | 4,483,500   | -      | -        | 千葉県が発注している成田空港関連施設特別警備のうち、成田用水施設の機構管理部分における費用負担を行っている  | 4                    |    |
| 平成20年度思川開発事業関連調査                                | 分任契約職 思川開発建設所長 進藤 裕之<br>(栃木県宇都宮市駒生町中丸)   | 平成20年4月7日 | 栃木県<br>(栃木県宇都宮市竊田)     | 本業務は、思川開発事業で実施するダム周辺整備等の具体的な施策に関する資料を得ることを目的とするものである。当県は、その実施に際し主体となって、水源地域への影響緩和施策について、水源地域整備事業及び生活再建対策事業等を国及び地元鹿沼市と協議・調整のうえ進められる唯一の機関である。<br>(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)  | 10,000,000  | 10,000,000  | 100.0% | -        | 本業務は、思川開発事業で実施するダム周辺整備等の具体的な施策に関する資料を得ることを目的とするものである。当県は、その実施に際し主体となって、水源地域への影響緩和施策について、水源地域整備事業及び生活再建対策事業等を国及び地元鹿沼市と協議・調整のうえ進められる唯一の機関である。  | 4                    |    |
| 平成20年度豊川用水二期西部幹線水路東郷工区工事に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る報告書作成等業務 | 分任契約職 豊川用水総合事業部長 内山直治<br>(愛知県豊橋市今橋町)     | 平成20年4月8日 | 愛知県新城市<br>(愛知県新城市宇東入船) | 本業務は、豊川用水二期西部幹線併設水路東郷工区工事区域内に埋蔵文化財(神田遺跡)が所在しているため、その取扱いについて新城市長に事前協議した結果、同遺跡の発掘調査が必要との回答があったので、平成18年12月12日付けをもって新城市長と締結した「埋蔵文化財発掘調査に関する協定書」に基づき、新城市長に埋蔵文化財発掘調査業務を委託したものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)  | 2,008,000   | 2,008,000   | 100.0% | -        | 本業務は、豊川用水二期西部幹線併設水路東郷工区工事区域内に埋蔵文化財(神田遺跡)が所在しているため、その取扱いについて新城市長に事前協議した結果、同遺跡の発掘調査が必要との回答があったので、平成18年12月12日付けをもって新城市長と締結した「埋蔵文化財発掘調査に関する協定書」に基づき、新城市長に埋蔵文化財発掘調査業務を委託したものである。                                      | 4                    |    |

| 契約名称及び内容                       | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地          | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由  | 予定価格       | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------------|-------------------------------------|------------|-------------------|--|------------|------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 丹生ダム周辺利活用検討業務                  | 分任契約職 丹生ダム建設所長 荒谷 慶太(滋賀県伊香郡余呉町)     | 平成20年5月15日 | 余呉町(滋賀県伊香郡余呉町)    | 本業務は、丹生ダム周辺の利活用に係る地元住民の意見を取り入れつつ、地域活性化方策の具体化等について検討するものである。余呉町は、地元にもっとも密着した行政組織として地域活性化方策の検討を主体的に行える立場にあり、地域住民の参加に係る円滑な連絡・調整を行なっていく事が必要であることから、本業務を余呉町に委託することが最も効率的であると判断される。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項一号)   | 12,106,500 | 12,106,500 | 100.0% | -        | 本業務は、丹生ダム周辺の利活用に係る地元住民の意見を取り入れつつ、地域活性化方策の具体化等について検討するものである。余呉町は、地元にもっとも密着した行政組織として地域活性化方策の検討を主体的に行える立場にあり、地域住民の参加に係る円滑な連絡・調整を行なっていく事が必要であることから、本業務を余呉町に委託することが最も効率的であると判断される。  | 4                    |    |
| 平成20年度青蓮寺・比奈知ダム事業用地保全補助業務(名張市) | 分任契約職 木津川ダム総合管理所長 森田 義則(三重県名張市下比奈知) | 平成20年7月4日  | 三重県名張市(三重県名張市鴻之台) | 本業務は、青蓮寺ダム周辺環境整備事業、比奈知ダム建設事業の公共補償施設として整備されたダム周辺整備施設(公園)(以下「周辺整備施設」という。)に隣接し一体不可分となっている機構の事業用地等の保全のため、不法投棄防止の措置(巡視、除草等)を行うものである。<br>名張市は、周辺整備施設の維持管理を行うとともに、不法投棄防止の措置(巡視、除草等)を住民参加型で主催して実施する等、青蓮寺ダム、比奈知ダムを地元の公共財産ととらえ、施設保全に努めている。<br>当該周辺整備施設に隣接し一体不可分となっている機構の事業用地は、名張市が行う不法投棄防止の措置と密接に連携しなければ、適正な保全効果が発揮されないこととなる。<br>従って、機構の当該事業用地等における不法投棄防止等の措置を効果的に発揮させるため名張市と委託契約を締結するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号) | 8,284,500  | 8,284,500  | 100.0% | -        | 本業務は、青蓮寺ダム周辺環境整備事業、比奈知ダム建設事業の公共補償施設として整備されたダム周辺整備施設(公園)(以下「周辺整備施設」という。)に隣接し一体不可分となっている機構の事業用地等の保全のため、不法投棄防止の措置(巡視、除草等)を行うものである。<br>名張市は、周辺整備施設の維持管理を行うとともに、不法投棄防止の措置(巡視、除草等)を住民参加型で主催して実施する等、青蓮寺ダム、比奈知ダムを地元の公共財産ととらえ、施設保全に努めている。<br>当該周辺整備施設に隣接し一体不可分となっている機構の事業用地は、名張市が行う不法投棄防止の措置と密接に連携しなければ、適正な保全効果が発揮されないこととなる。<br>従って、機構の当該事業用地等における不法投棄防止等の措置を効果的に発揮させるため名張市と委託契約を締結するものである。 | 4                    |    |

| 契約名称及び内容                  | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所            | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由  | 予定価格      | 契約金額        | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------|---|------------|------------------------------|--|-----------|-------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 平成20年度高山ダム事業用地保全補助業務(伊賀市) | 分任契約職 木津川ダム総合管理所長 森田 義則 (三重県名張市下比奈知)      | 平成20年7月15日 | 三重県伊賀市 (三重県伊賀市上野丸之内)         | 本業務は、高山ダム周辺環境整備及びダム湖活用環境整備事業の公共補償施設として整備されたダム周辺整備施設(公園)(以下「周辺整備施設」という。)に隣接し一体不可分となっている機構の事業用地等の保全のため、不法投棄防止の措置(巡視、除草等)を行うものである。<br>伊賀市は、周辺整備施設の維持管理を行うとともに、不法投棄防止の措置(巡視、除草等)を実施する等、高山ダムを地元の公共財産ととらえ、施設保全に努めている。<br>当該周辺整備施設に隣接し一体不可分となっている機構の事業用地は、伊賀市が行う不法投棄防止の措置と密接に連携しなければ、適正な保全効果が発揮されないこととなる。<br>従って、機構の当該事業用地等における不法投棄防止の措置を効果的に発揮させるため伊賀市と委託契約を締結するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号) | 5,162,850 | 5,162,850   | 100.0% | -        | 本業務は、高山ダム周辺環境整備及びダム湖活用環境整備事業の公共補償施設として整備されたダム周辺整備施設(公園)(以下「周辺整備施設」という。)に隣接し一体不可分となっている機構の事業用地等の保全のため、不法投棄防止の措置(巡視、除草等)を行うものである。<br>伊賀市は、周辺整備施設の維持管理を行うとともに、不法投棄防止の措置(巡視、除草等)を実施する等、高山ダムを地元の公共財産ととらえ、施設保全に努めている。<br>当該周辺整備施設に隣接し一体不可分となっている機構の事業用地は、伊賀市が行う不法投棄防止の措置と密接に連携しなければ、適正な保全効果が発揮されないこととなる。<br>従って、機構の当該事業用地等における不法投棄防止の措置を効果的に発揮させるため伊賀市と委託契約を締結するものである。 | 4                    |    |
| 事務所賃借料                    | 契約職 関西支社長 原稔明 (大阪府大阪市中央区上町)               | 平成20年4月1日  | (株)セイワビジネス (大阪府大阪市中央区上町)     | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約。   | -         | 21,391,293  | -      | -        | 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約。   | 5                    |    |
| 事務所賃借料                    | 契約職 吉野川局長 柏木 順 (香川県高松市)                   | 平成20年4月1日  | 日生開発(株) (香川県高松市朝日町)          | 本契約は、吉野川水系に係る機構業務に関する事務をつかさどる吉野川局の事務所として、平成9年2月に賃貸借契約を締結し、現在まで継続しており、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)   | -         | 27,606,720  | -      | -        | 本契約は、吉野川水系に係る機構業務に関する事務をつかさどる吉野川局の事務所として、平成9年2月に賃貸借契約を締結し、現在まで継続しており、本契約者以外との契約はできない。  | 5                    |    |
| 電話料金                      | 分任契約職 木曾川用水総合管理所長 小酒井 徹(愛知県稲沢市祖父江町)       | 平成20年4月1日  | 西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町)    | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)   | -         | 1,060,700   | -      | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。  | 8                    |    |
| 電気料金                      | 分任契約職 木曾川用水総合管理所長 小酒井 徹(愛知県稲沢市祖父江町)       | 平成20年4月1日  | 中部電力(株) (名古屋市東区東新町)          | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)   | -         | 277,895,847 | -      | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。  | 8                    |    |
| 電気料金                      | 分任契約職 阿木川ダム管理所長 小川浩 (岐阜県恵那市東野字花無山2001-79) | 平成20年4月1日  | 中部電力(株) (名古屋市東区東新町)          | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)   | -         | 1,436,643   | -      | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。  | 8                    |    |
| 携帯電話使用料                   | 分任契約職 荒川ダム総合管理所長 加納茂紀 (埼玉県秩父市荒川久那)        | 平成20年4月1日  | (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町) | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)   | -         | 1,003,028   | -      | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。  | 8                    |    |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地             | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所         | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由                                  | 予定価格 | 契約金額        | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                       | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------|--|-----------|---------------------------|--|------|-------------|-----|----------|---------------------------------------|----------------------|----|
| 電気料金     | 分任契約職 荒川ダム総合管理所長 加納茂紀 (埼玉県秩父市荒川久那)     | 平成20年4月1日 | 東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)      | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 11,398,558  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電話料金     | 分任契約職 荒川ダム総合管理所長 加納茂紀 (埼玉県秩父市荒川久那)     | 平成20年4月1日 | 東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)    | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 2,545,670   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 池田総合管理所長 工藤 勝弘 (徳島県三好市池田町)       | 平成20年4月1日 | 四国電力株式会社 (香川県高松市丸の内)      | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 13,582,135  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 霞ヶ浦用水管理事務所長 高橋 定行 (茨城県かすみがうら市牛渡) | 平成20年4月1日 | 東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)      | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 152,740,421 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 木津川ダム総合管理所長 森田 義則 (三重県名張市下比奈知)   | 平成20年4月1日 | 関西電力(株) (大阪市北区中之島)        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 11,287,875  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 木津川ダム総合管理所長 森田 義則 (三重県名張市下比奈知)   | 平成20年4月1日 | 中部電力(株) (名古屋市中区東新町)       | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 6,517,260   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| ガス料金     | 分任契約職 木津川ダム総合管理所長 森田 義則 (三重県名張市下比奈知)   | 平成20年4月1日 | 名張近鉄ガス(株) (三重県名張市桔梗が丘)    | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 1,764,334   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電話料金     | 分任契約職 木津川ダム総合管理所長 森田 義則 (三重県名張市下比奈知)   | 平成20年4月1日 | 西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区馬場町) | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 3,313,585   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 草木ダム管理所長 白川信之 (群馬県みどり市東町)        | 平成20年4月1日 | 東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)      | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 6,564,824   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 群馬用水総合事業所長 坂野一平 (群馬県前橋市古市町)      | 平成20年4月1日 | 東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)      | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 44,074,500  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電話料金     | 分任契約職 群馬用水総合事業所長 坂野一平 (群馬県前橋市古市町)      | 平成20年4月1日 | 東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)    | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 1,320,631   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地               | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所               | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由                                  | 予定価格 | 契約金額        | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                       | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------|--|-----------|---------------------------------|--|------|-------------|-----|----------|---------------------------------------|----------------------|----|
| 電気料金     | 分任契約職 小石原川ダム建設所長 薬師寺 公文<br>(福岡県朝倉市上秋月)   | 平成20年4月1日 | 九州電力(株)<br>(福岡県福岡市中央区渡辺通)       | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 2,031,013   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電話料金     | 分任契約職 小石原川ダム建設所長 薬師寺 公文<br>(福岡県朝倉市上秋月)   | 平成20年4月1日 | 西日本電信電話(株)<br>(大阪府大阪市中央区馬場町)    | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 1,125,399   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 筑後大堰管理所長 神矢 弘<br>(福岡県久留米市安武町)      | 平成20年4月1日 | 九州電力(株)<br>(福岡県福岡市中央区渡辺通)       | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 3,975,384   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生<br>(福岡県久留米市安武町)   | 平成20年4月1日 | 九州電力(株)<br>(福岡県福岡市中央区渡辺通)       | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 169,018,685 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電話料金     | 分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生<br>(福岡県久留米市安武町)   | 平成20年4月1日 | 西日本電信電話(株)<br>(大阪府大阪市中央区馬場町)    | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 1,598,134   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 携帯電話使用料  | 分任契約職 千葉用水総合事業所長 福島 玲<br>(千葉県八千代市村上3139) | 平成20年4月1日 | (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ<br>(東京都千代田区永田町) | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 1,400,471   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 千葉用水総合事業所長 福島 玲<br>(千葉県八千代市村上3139) | 平成20年4月1日 | 東京電力(株)<br>(東京都千代田区内幸町)         | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 350,168,615 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電話料金     | 分任契約職 千葉用水総合事業所長 福島 玲<br>(千葉県八千代市村上3139) | 平成20年4月1日 | 東日本電信電話(株)<br>(東京都新宿区西新宿)       | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 4,412,396   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 沼田総合管理所長 田中靖<br>(群馬県沼田市上原町)        | 平成20年4月1日 | 東京電力(株)<br>(東京都千代田区内幸町)         | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 8,562,027   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 一庫ダム管理所長 杉 正一<br>(兵庫県川西市一庫字唐松)     | 平成20年4月1日 | 関西電力(株)<br>(大阪市北区中之島)           | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 2,087,988   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 日吉ダム管理所長 小野寺直<br>(京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷)  | 平成20年4月1日 | 関西電力(株)<br>(大阪市北区中之島)           | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 2,899,522   | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地        | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所               | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由                                  | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                       | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------|-----------------------------------|-----------|---------------------------------|--|------|------------|-----|----------|---------------------------------------|----------------------|----|
| 電気料金     | 分任契約職 三重用水管理所長 米崎文雄(三重県三重郡菟野町)    | 平成20年4月1日 | 中部電力(株)<br>(名古屋市東区東新町)          | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 4,661,219  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 両筑平野用水総合事業所長 中村 博(福岡県朝倉市江川) | 平成20年4月1日 | 九州電力(株)<br>(福岡県福岡市中央区渡辺通)       | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 5,627,733  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 愛知用水総合管理所長 井爪 宏(愛知県愛知郡東郷町)  | 平成20年4月1日 | 中部電力(株)<br>(名古屋市東区東新町)          | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 32,931,813 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 香川用水総合事業所長 石村 忍(香川県仲多度郡琴平町) | 平成20年4月1日 | 四国電力(株)<br>(香川県高松市丸の内)          | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 3,769,749  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 利根導水総合事業所長 山本英明(埼玉県行田市大字須加) | 平成20年4月1日 | 東京電力(株)<br>(東京都千代田区内幸町)         | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 44,936,562 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電話料金     | 分任契約職 利根導水総合事業所長 山本英明(埼玉県行田市大字須加) | 平成20年4月1日 | 東日本電信電話(株)<br>(東京都新宿区西新宿)       | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 1,764,938  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 事務所光熱費   | 契約職 関西支社長 原稔明(大阪府大阪市中央区上町)        | 平成20年4月1日 | (株)セイワビジネス<br>(大阪府大阪市中央区上町)     | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 1,246,593  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 契約職 関西支社長 原稔明(大阪府大阪市中央区上町)        | 平成20年4月1日 | 関西電力(株)<br>(大阪市北区中之島)           | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 23,515,687 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電話料金     | 契約職 関西支社長 原稔明(大阪府大阪市中央区上町)        | 平成20年4月1日 | 西日本電信電話(株)<br>(大阪府大阪市中央区馬場町)    | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 1,179,097  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 契約職 筑後川局長 水見 洋(福岡県久留米市東町)         | 平成20年4月1日 | 星光ビル管理(株)<br>(大阪府大阪市中央区)        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 1,490,405  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 携帯電話使用料  | 契約職 副理事長 太田信介(埼玉県さいたま市中央区)        | 平成20年4月1日 | (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ<br>(東京都千代田区永田町) | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 1,528,152  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |

| 契約名称及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所         | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由                                  | 予定価格 | 契約金額      | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                       | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------|---|-----------|---------------------------|--|------|-----------|-----|----------|---------------------------------------|----------------------|----|
| 水道料金     | 契約職 総合技術センター所長<br>上村寿一<br>(埼玉県さいたま市中央区)   | 平成20年4月1日 | さいたま市水道局<br>(さいたま市浦和区針ヶ谷) | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 2,132,091 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 契約職 総合技術センター所長<br>上村寿一<br>(埼玉県さいたま市中央区)   | 平成20年4月1日 | 東京電力(株)<br>(東京都千代田区内幸町)   | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 9,618,456 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 旧吉野川河口堰管理所長<br>太田隆雄<br>(徳島県徳島市川内町)  | 平成20年4月1日 | 四国電力(株)<br>(香川県高松市丸の内)    | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 2,811,947 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 下久保ダム管理所長 古畑 勝政<br>(埼玉県児玉郡神川町)      | 平成20年4月1日 | 東京電力(株)<br>(東京都千代田区内幸町)   | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 3,064,332 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 岩屋ダム管理所長 加藤宏基<br>(岐阜県下呂市金山町)        | 平成20年4月1日 | 中部電力(株)<br>(名古屋市東区東新町)    | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 2,725,496 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 思川開発建設所長<br>進藤 裕之<br>(栃木県宇都宮市駒生町中丸) | 平成20年4月1日 | 東京電力(株)<br>(東京都千代田区内幸町)   | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 3,967,310 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電話料金     | 分任契約職 思川開発建設所長<br>進藤 裕之<br>(栃木県宇都宮市駒生町中丸) | 平成20年4月1日 | 東日本電信電話(株)<br>(東京都新宿区西新宿) | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 1,340,861 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 寺内ダム管理所長 千田泰成<br>(福岡県朝倉市荷原)         | 平成20年4月1日 | 九州電力(株)<br>(福岡県福岡市中央区渡辺通) | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 4,222,145 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 川上ダム建設所長 及川拓治<br>(三重県伊賀市阿保)         | 平成20年4月1日 | 中部電力(株)<br>(名古屋市東区東新町)    | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 2,778,848 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 大山ダム建設所長 新屋敷隆<br>(大分県日田市大山町)        | 平成20年4月1日 | 九州電力(株)<br>(福岡県福岡市中央区渡辺通) | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 2,257,904 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |
| 電気料金     | 分任契約職 丹生ダム建設所長 荒谷 慶太<br>(滋賀県伊香郡余呉町)       | 平成20年4月1日 | 関西電力(株)<br>(大阪市北区中之島)     | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 3,278,405 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。 | 8                    |    |

| 契約名称及び内容                   | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地              | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所        | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由   | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------|---|-----------|--------------------------|---|------|------------|-----|----------|--|----------------------|----|
| 電気料金                       | 分任契約職 長良川河口堰管理所長 高橋武彦(三重県桑名市長島町十日外面136) | 平成20年4月1日 | 中部電力(株)(名古屋市東区東新町)       | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 18,353,542 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。  | 8                    |    |
| 電気料金                       | 分任契約職 琵琶湖開発総合管理所長 片山光也(滋賀県大津市堅田)        | 平成20年4月1日 | 関西電力(株)(大阪市北区中之島)        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 11,324,370 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。  | 8                    |    |
| 専用回線使用料                    | 分任契約職 豊川用水総合事業部長 内山直治(愛知県豊橋市今橋町)        | 平成20年4月1日 | 西日本電信電話(株)(大阪府大阪市中央区馬場町) | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 5,617,794  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。  | 8                    |    |
| 電話料金                       | 分任契約職 豊川用水総合事業部長 内山直治(愛知県豊橋市今橋町)        | 平成20年4月1日 | 西日本電信電話(株)(大阪府大阪市中央区馬場町) | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 1,191,057  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。  | 8                    |    |
| 電気料金                       | 分任契約職 豊川用水総合事業部長 内山直治(愛知県豊橋市今橋町)        | 平成20年4月1日 | 中部電力(株)(名古屋市東区東新町)       | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 22,010,166 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。  | 8                    |    |
| 電気料金                       | 分任契約職 味噌川ダム管理所長 仰木文男(長野県木曾郡木祖村)         | 平成20年4月1日 | 中部電力(株)(名古屋市東区東新町)       | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 4,170,469  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。  | 8                    |    |
| 特定通信回線使用料                  | 分任契約職 味噌川ダム管理所長 仰木文男(長野県木曾郡木祖村)         | 平成20年4月1日 | 東日本電信電話(株)(東京都新宿区西新宿)    | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 1,121,857  | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。  | 8                    |    |
| 電気料金                       | 分任契約職 利根川下流総合管理所長 村尾 浩太(茨城県稲敷市)         | 平成20年4月1日 | 東京電力(株)(東京都千代田区内幸町)      | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 14,684,890 | -   | -        | 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。  | 8                    |    |
| 平成20年度筏川西岸木曾岬用水路附帯揚水機場運転業務 | 分任契約職 木曾川用水総合管理所長 小酒井 徹(愛知県稲沢市祖父江町)     | 平成20年4月1日 | 木曾岬町土地改良区(三重県桑名郡木曾岬町)    | 木曾岬揚水機場施設の管理については、当該機場から下流の配水管理を実施している木曾岬町土地改良区と委託協定書を締結し管理開始の昭和58年4月1日より同改良区に管理委託している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 7,896,000  | -   | -        | 木曾岬揚水機場施設の管理については、当該機場から下流の配水管理を実施している木曾岬町土地改良区と委託協定書を締結し管理開始の昭和58年4月1日より同改良区に管理委託している。  | 12                   |    |
| 南椎尾調整池管理業務                 | 分任契約職 霞ヶ浦用水管理所長 高橋 定行(茨城県かすみがうら市牛渡)     | 平成20年4月1日 | 霞ヶ浦用水土地改良区(茨城県下妻市)       | 南椎尾調整池の管理については、国営と機構で共同管理することとなり、国営においても霞ヶ浦用水土地改良区に監視委託しており、改良区による一元的な監視、管理が最適であると考えられる。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 4,254,180  | -   | -        | 南椎尾調整池の管理については、国営と機構で共同管理することとなり、国営においても霞ヶ浦用水土地改良区に監視委託しており、改良区による一元的な監視、管理が最適であると考えられる。 | 12                   |    |

| 契約名称及び内容                | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地            | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所      | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由  | 予定価格 | 契約金額       | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------|---------------------------------------|------------|------------------------|--|------|------------|-----|----------|---|----------------------|----|
| 平成20年度大詫間幹線水路施設管理委託業務   | 分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)   | 平成20年4月1日  | 佐賀東部土地改良区 (佐賀県神埼市千代田町) | 大詫間幹線水路は、用水路の機能と、排水を行う機能と、一時貯留機能を併せ持つ用排兼用水路(クリーク水路)であり、地区内の広範囲にわたる水位調整を行わなければならない。この調整は、各々の地区の住居密集地やほ場の作物などの特性や状況を勘案し、総合的な判断により実施される必要があり、佐賀東部土地改良区は、この地域の用排兼用水路の管理を実施していることから、本業務の遂行の可能な唯一の組織である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)                | -    | 12,631,500 | -   | -        | 大詫間幹線水路は、用水路の機能と、排水を行う機能と、一時貯留機能を併せ持つ用排兼用水路(クリーク水路)であり、地区内の広範囲にわたる水位調整を行わなければならない。この調整は、各々の地区の住居密集地やほ場の作物などの特性や状況を勘案し、総合的な判断により実施される必要があり、佐賀東部土地改良区は、この地域の用排兼用水路の管理を実施していることから、本業務の遂行の可能な唯一の組織である。                | 12                   |    |
| 平成20年度筑後導水路上流部施設管理等委託業務 | 分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)   | 平成20年5月30日 | 筑後川土地改良区 (福岡県久留米市三潆町)  | 本業務は、筑後導水路上流部施設の運転監視等を行うものである。筑後導水路上流部は、アオ取水と言われる水利用の長い歴史を持つ独特な地域であり、既得水利権の振り替えて全量を筑後川下流水に依存しており、各ほ場の需要にあわせた細かな分水量の調整が必要である。本業務の実施にあたっては、この地域の実情に精通し、且つ関係する農業団体等との連絡調整を行い得る筑後川土地改良区以外にない。よって上記相手方と委託契約を締結するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -    | 14,028,000 | -   | -        | 本業務は、筑後導水路上流部施設の運転監視等を行うものである。筑後導水路上流部は、アオ取水と言われる水利用の長い歴史を持つ独特な地域であり、既得水利権の振り替えて全量を筑後川下流水に依存しており、各ほ場の需要にあわせた細かな分水量の調整が必要である。本業務の実施にあたっては、この地域の実情に精通し、且つ関係する農業団体等との連絡調整を行い得る筑後川土地改良区以外にない。よって上記相手方と委託契約を締結するものである。 | 12                   |    |
| 北総東部用水施設維持管理業務          | 分任契約職 千葉用水総合事業所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上3139) | 平成20年4月1日  | 北総東部用水土地改良区 (千葉県香取市大角) | 北総東部用水は昭和56年4月より管理を開始し、分水口以降の県管支線等は北総東部土地改良区が直接管理している。当用水は、ポンプによる加圧パイプラインシステムのため、広大な受益地の中に施設が点在していることから、業務を遂行するには、管内の地理や各施設に精通していることと同時に営農実態にあわせた操作等が必要である。本契約者が北総東部用水施設に精通しており、かつ、末端の営農実態も熟知している唯一の団体である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)        | -    | 36,897,000 | -   | -        | 北総東部用水は昭和56年4月より管理を開始し、分水口以降の県管支線等は北総東部土地改良区が直接管理している。当用水は、ポンプによる加圧パイプラインシステムのため、広大な受益地の中に施設が点在していることから、業務を遂行するには、管内の地理や各施設に精通していることと同時に営農実態にあわせた操作等が必要である。本契約者が北総東部用水施設に精通しており、かつ、末端の営農実態も熟知している唯一の団体である。        | 12                   |    |
| 平成20年度入鹿連絡水路操作等業務       | 分任契約職愛知用水総合管理所長 井爪 宏 (愛知県愛知郡東郷町)      | 平成20年4月1日  | 入鹿用水土地改良区 (愛知県犬山市篠平)   | 入鹿連絡水路は、当該改良区の管理している入鹿支線水路と施設の一部(取水施設と導水管路の一部)を共用しており、運用にあたっては、緊密な連携が求められ、業務の効率化と円滑な運用を期する必要がある。本業務を遂行するに当たっては、当該改良区に委託することが最適である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -    | 6,006,000  | -   | -        | 入鹿連絡水路は、当該改良区の管理している入鹿支線水路と施設の一部(取水施設と導水管路の一部)を共用しており、運用にあたっては、緊密な連携が求められ、業務の効率化と円滑な運用を期する必要がある。本業務を遂行するに当たっては、当該改良区に委託することが最適である。  | 12                   |    |

| 契約名称及び内容                  | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地            | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所          | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由  | 予定価格       | 契約金額       | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由  | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------|---------------------------------------|------------|----------------------------|--|------------|------------|--------|----------|--|----------------------|----|
| 平成20年度愛知用水管路設備整備工事等業務     | 分任契約職 愛知用水総合管理所長 井爪 宏<br>(愛知県愛知郡東郷町)  | 平成20年4月24日 | 愛知用水土地改良区<br>(愛知県大府市中央町)   | 愛知用水土地改良区は、愛知用水施設管理規程に基づき、愛知用水の管理開始当初から支線水路の施設全般を一貫して管理しており、本件の施行に必要な経験と知識を有し、施設状況についても熟知している。また、地域に密着した業務を行っていることから、受益地域全般を把握し地元状況にも精通しており、本業務を効率的且つ円滑に遂行できる唯一の法人である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号) | 69,090,000 | 69,090,000 | 100.0% | -        | 愛知用水土地改良区は、愛知用水施設管理規程に基づき、愛知用水の管理開始当初から支線水路の施設全般を一貫して管理しており、本件の施行に必要な経験と知識を有し、施設状況についても熟知している。また、地域に密着した業務を行っていることから、受益地域全般を把握し地元状況にも精通しており、本業務を効率的且つ円滑に遂行できる唯一の法人である。     | 12                   |    |
| 平成20年度揚水機場等管理業務           | 分任契約職 愛知用水総合管理所長 井爪 宏<br>(愛知県愛知郡東郷町)  | 平成20年4月24日 | 愛知用水土地改良区<br>(愛知県大府市中央町)   | 業務の実施にあたっては、支線水路への配水に支障を来さないよう、幹線水路分水工及び吸水槽の清掃等の細やかな管理が必要不可欠である。当該改良区は、愛知用水支線水路の施設管理、配水管理を実施していることから、本業務を合理的に遂行するにあたっては最適である。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)                                     | -          | 4,588,500  | -      | -        | 業務の実施にあたっては、支線水路への配水に支障を来さないよう、幹線水路分水工及び吸水槽の清掃等の細やかな管理が必要不可欠である。当該改良区は、愛知用水支線水路の施設管理、配水管理を実施していることから、本業務を合理的に遂行するにあたっては最適である。  | 12                   |    |
| 合口連絡水路分水口操作・水路保全業務(羽生領地区) | 分任契約職 利根導水総合事業所長 山本英明<br>(埼玉県行田市大字須加) | 平成20年4月1日  | 羽生領島中領用排水路土地改良区            | 当事業所が管理している水路のほとんどは、機構が事業に着手する以前から地域の水利組合や土地改良区による水利慣行が築かれており、事業施行により機構管理となった以降も従前の水利慣行を尊重する意味で、その配水管理の一部や水路保全業務を委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)                                       | -          | 11,119,500 | -      | -        | 当該水路の分水口管理にあたっては、埼玉用水路と既存支線水路との水管理を一体的に行う必要があることから、事業実施以前からの水慣行に関する知見を有し、適正な配水を行うために受益地の気象及び作付け状況等に応じた配水調整や苦情処理等を公平かつ円滑に行うことができる唯一の者である当該土地改良区へ委託するものである。                  | 12                   |    |
| 見沼代用水路分水口・支線調節堰操作等業務      | 分任契約職 利根導水総合事業所長 山本英明<br>(埼玉県行田市大字須加) | 平成20年4月1日  | 見沼代用水土地改良区<br>(埼玉県南埼玉郡菖蒲町) | 埼玉合口二期事業により改築された施設の管理運営に関する協定書(昭和60年10月5日)・確認書(昭和60年10月5日)・了解事項(昭和60年10月5日)により、見沼代用水路の分水口操作、水路巡視等管理業務を見沼代用水土地改良区に委託する。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -          | 22,900,500 | -      | -        | 当該水路の分水口管理にあたっては、見沼代用水路と既存支線水路との水管理を一体的に行う必要があることから、事業実施以前からの水慣行に関する知見を有し、適正な配水を行うために受益地の気象及び作付け状況等に応じた配水調整や苦情処理等を公平かつ円滑に行うことができる唯一の者である当該土地改良区へ委託するものである。                 | 12                   |    |
| 末田須賀堰低水時監視等業務             | 分任契約職 利根導水総合事業所長 山本英明<br>(埼玉県行田市大字須加) | 平成20年4月1日  | 元荒川土地改良区<br>(埼玉県岩槻市大字新方須賀) | 末田須賀堰は、従来より元荒川土地改良区の財産であり、管理についても元荒川土地改良区で行っていた施設であるが、かんがい期間中の堰の水位管理については、関連各用水の取水状況等との調整が必要であり、堰の管理業務に精通している元荒川土地改良区に管理業務を委託することは、埼玉合口二期全体の管理体制からみても合理的であると判断する。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号) | -          | 7,087,500  | -      | -        | 堰の監視等に際しては、各改良区が水利権、管理権を所有する既存用水の取水状況を把握し、当該堰と既存用水路の取水管理を一体的に行う必要があることから、過去からの水利慣行及び堰操作の十分な技術力を有し、需要変動や気象状況あるいは急な出水に対応した堰操作、地区内水利調整等を公平かつ円滑に実施できる唯一の者である当該土地改良区へ委託するものである。 | 12                   |    |

| 契約名称及び内容                  | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地              | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所             | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由   | 予定価格      | 契約金額      | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------|---|------------|-------------------------------|---|-----------|-----------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 合口連絡水路分水口操作業務(北川辺地区)      | 分任契約職 利根導水総合事業所長 山本英明<br>(埼玉県行田市大字須加)   | 平成20年4月1日  | 埼玉県北川辺領土地改良区<br>(埼玉県北埼玉郡北川辺町) | 当事業所が管理している水路のほとんどは、機構が事業に着手する以前から地域の水利組合や土地改良区による水利慣行が築かれており、事業施行により機構管理となった以降も従前の水利慣行を尊重する意味で、その配水管理の一部や水路保全業務を委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -         | 1,281,000 | -      | -        | 当該水路の分水口管理にあたっては、邑楽用水路と既存支線水路との水管理を一体的に行う必要があることから、事業実施以前からの水慣行に関する知見を有し、適正な配水を行うために受益地の気象及び作付け状況等に応じた配水調整や苦情処理等を公平かつ円滑に行うことができる唯一の者である当該土地改良区へ委託するものである。   | 12                   |    |
| 合口連絡水路分水口操作・水路保全業務(邑楽地区)  | 分任契約職 利根導水総合事業所長 山本英明<br>(埼玉県行田市大字須加)   | 平成20年4月1日  | 邑楽土地改良区<br>(群馬県邑楽郡板倉町)        | 当事業所が管理している水路のほとんどは、機構が事業に着手する以前から地域の水利組合や土地改良区による水利慣行が築かれており、事業施行により機構管理となった以降も従前の水利慣行を尊重する意味で、その配水管理の一部や水路保全業務を委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -         | 3,748,500 | -      | -        | 当該水路の分水口管理にあたっては、邑楽用水路と既存支線水路との水管理を一体的に行う必要があることから、事業実施以前からの水慣行に関する知見を有し、適正な配水を行うために受益地の気象及び作付け状況等に応じた配水調整や苦情処理等を公平かつ円滑に行うことができる唯一の者である当該土地改良区へ委託するものである。   | 12                   |    |
| 合口連絡水路分水口操作・水路保全業務(利根加地区) | 分任契約職 利根導水総合事業所長 山本英明<br>(埼玉県行田市大字須加)   | 平成20年4月1日  | 利根加用水土地改良区<br>(群馬県邑楽郡千代田町)    | 当事業所が管理している水路のほとんどは、機構が事業に着手する以前から地域の水利組合や土地改良区による水利慣行が築かれており、事業施行により機構管理となった以降も従前の水利慣行を尊重する意味で、その配水管理の一部や水路保全業務を委託するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)  | -         | 9,786,000 | -      | -        | 当該水路の分水口管理にあたっては、邑楽用水路と既存支線水路との水管理を一体的に行う必要があることから、事業実施以前からの水慣行に関する知見を有し、適正な配水を行うために受益地の気象及び作付け状況等に応じた配水調整や苦情処理等を公平かつ円滑に行うことができる唯一の者である当該土地改良区へ委託するものである。   | 12                   |    |
| 平成20年度高須輪中浸透水排水対策確認業務     | 分任契約職 長良川河口堰管理所長 高橋武彦(三重県桑名市長島町十日外面136) | 平成20年4月1日  | 高須輪中土地改良区<br>(岐阜県海津市海津町馬目道)   | 本業務は、岐阜県及び高須輪中土地改良区連合との間に締結した「高須輪中地域の排水対策工事に関する協定」(以下「協定」という。)に基づき、継続的な地下水位観測を実施し、完成した排水路などの施設の機能確認及び状況把握を行うものである。<br>上記法人は、当該地区の排水機の運転管理等を含め、輪中内における排水路の水位管理を自ら実施している組織であることから、排水対策の状況を一元的に把握し、排水機能の状況を的確に判断ができ、かつ地下水位観測施設の管理にも精通していることから本業務の目的を確実に履行できる唯一の法人であり委託するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号) | 5,302,500 | 5,302,500 | 100.0% | -        | 本業務は、岐阜県及び高須輪中土地改良区連合との間に締結した「高須輪中地域の排水対策工事に関する協定」(以下「協定」という。)に基づき、継続的な地下水位観測を実施し、完成した排水路などの施設の機能確認及び状況把握を行うものである。<br>上記法人は、当該地区の排水機の運転管理等を含め、輪中内における排水路の水位管理を自ら実施している組織であることから、排水対策の状況を一元的に把握し、排水機能の状況を的確に判断ができ、かつ地下水位観測施設の管理にも精通していることから本業務の目的を確実に履行できる唯一の法人であり委託するものである。 | 12                   |    |
| 平成20年度豊川用水二期支線水路湖西地区調整等業務 | 分任契約職 豊川用水総合事業部長 内山直治<br>(愛知県豊橋市今橋町)    | 平成20年4月11日 | 湖西用水土地改良区<br>(静岡県湖西市古見)       | 湖西用水土地改良区は、支線水路の施設管理及び配水管理を行っており、現地状況に精通し技術的知識を有していると共に、改良区の組合員である受益者や関係地権者の意向把握にも精通していることから、より適切な調整業務の遂行が可能と考えられる。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)   | 2,373,000 | 2,373,000 | 100.0% | -        | 湖西用水土地改良区は、支線水路の施設管理及び配水管理を行っており、現地状況に精通し技術的知識を有していると共に、改良区の組合員である受益者や関係地権者の意向把握にも精通していることから、より適切な調整業務の遂行が可能と考えられる。   | 12                   |    |

| 契約名称及び内容               | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地              | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所             | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由   | 予定価格      | 契約金額      | 落札率    | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由   | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|------------------------|---|------------|-------------------------------|---|-----------|-----------|--------|----------|---|----------------------|----|
| 平成20年度豊川用水二期支線水路調整等業務  | 分任契約職 豊川用水総合事業部長 内山直治<br>(愛知県豊橋市今橋町)    | 平成20年4月15日 | 豊川総合用水土地改良区<br>(愛知県豊橋市今橋町)    | 豊川総合用水土地改良区は、支線水路の施設管理及び配水管理を行っており、現地状況に精通し技術的知識を有していると共に、改良区の組合員である受益者や関係地権者の意向把握にも精通していることから、より適切な調整業務の遂行が可能と考えられる。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2項第一号)   | 7,791,000 | 7,791,000 | 100.0% | -        | 豊川総合用水土地改良区は、支線水路の施設管理及び配水管理を行っており、現地状況に精通し技術的知識を有していると共に、改良区の組合員である受益者や関係地権者の意向把握にも精通していることから、より適切な調整業務の遂行が可能と考えられる。   | 12                   |    |
| 電磁誘導法によるPC鋼線の発錆・破断調査業務 | 契約職 総合技術センター所長<br>上村寿一<br>(埼玉県さいたま市中央区) | 平成20年9月17日 | (株)ダイヤコンサルタント<br>(東京都千代田区岩本町) | 本業務は、PC管のPC鋼線について、電磁誘導法により発錆・破断の状況を把握する事を目的とする。<br>水機構では、PC管の劣化状況を把握するため、超音波法によるPC管厚測定及び電磁誘導法によるPC鋼線の発錆・破断測定との組合せによる調査を行っており、本業務は、その一環として実施するものである。<br>本業務は、請負業者が研究開発した電磁誘導法を用いて、PC鋼線の発錆・破断測定を行うものであり、電磁誘導法については特許出願中であり、特許が認可されるまでの間、その権利が発生するものではないが、現時点では電磁誘導法で用いるセンサーを有している業者は請負者以外にないことから、他の業者が電磁誘導法による調査を実施することは不可能である。(工事請負契約の事務処理要領第5条第2号第一号) | 2,289,000 | 2,205,000 | 96.3%  | -        | 本業務は、PC管のPC鋼線について、電磁誘導法により発錆・破断の状況を把握する事を目的とする。<br>水機構では、PC管の劣化状況を把握するため、超音波法によるPC管厚測定及び電磁誘導法によるPC鋼線の発錆・破断測定との組合せによる調査を行っており、本業務は、その一環として実施するものである。<br>本業務は、請負業者が研究開発した電磁誘導法を用いて、PC鋼線の発錆・破断測定を行うものであり、電磁誘導法については特許出願中であり、特許が認可されるまでの間、その権利が発生するものではないが、現時点では電磁誘導法で用いるセンサーを有している業者は請負者以外にないことから、他の業者が電磁誘導法による調査を実施することは不可能である。 | 14                   |    |

(記載要領)

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
  - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
  - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

| 随 意 契 約 事 由   | 類型区分 |
|---|------|
| <b>競争性のない随意契約によらざるを得ない場合</b>  |      |
| <b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>   |      |
| (イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの   | 1    |
| (ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの   | 2    |
| (ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの                               | 3    |
| (ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの  | 4    |
| <b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b> | 5    |
| <b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>  |      |
| <b>ニ その他</b>  |      |
| (イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等     | 7    |
| (ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)                 | 8    |
| (ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)  | 9    |
| (ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入                                    | 10   |
| (ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入   | 11   |
| (ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの                          | 12   |